

農地の現状変更届出について

農地の現状変更とは

農地を農地として利用するため、原則として耕作期間にかかることのない期間（おおむね6月以内）に工事が完了するもの

- ① 農地を耕作しやすい環境にするために行う、耕作可能な土質による盛土や切土等による改良工事。
 - ・面積は概ね3,000 m²以内とすること。
 - ・搬入土には、コンクリート片等の建設廃材、一般廃棄物及び産業廃棄物が混入していないこと。
 - ・表土には、農作物の生育に適した土を使用すること。
- ② 敷地面積が2アール未満の農業用施設を設置
 - ・6箇月を超えるものは、農地法による一時転用の許可等を得ること。
 - ・事業規模・内容によって別に添付書類を求める場合があります。

別記

施工基準

1 周辺対策

現状変更に当たっては、粉塵、騒音、振動及び土砂等の流出防止対策がはかられ、周辺の生活環境を損なわないものであること。

2 防災等

(1) 現状変更工事中は、現場責任者等を配置するなど災害事故及び被害防止に万全を期すること。

(2) 現状変更工事区域には、みだりに人が立ち入るのを防止するための囲い等を設けていること。

(3) 出入口は原則として1箇所であること。

3 地滑り及び地盤沈下防止

現状変更区域内地滑り又は地盤沈下のおそれがある場合は、現地調査、地質調査等により適正な措置が講じられること。

4 保安距離

現状変更区域と隣接地との距離は、十分な保安距離が確保されること。

5 雨水等の処理

雨水その他の地表水については、適正な処理が講じられること。

6 車両運行上の措置

(1) 現状変更区域の周辺における道路その他の公共施設の維持利用等に師匠の無いよう必要な措置を講じられること。

(2) 土砂等搬入経路が通学路の場合は、登下校時間帯の運行を避ける等危険防止のために必要な措置を講じられること。